

改正個人情報保護法の全面施行に向けた関係政令・委員会規則の整備について

改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の全面施行に向けて、以下の関係政令及び委員会規則を整備する必要がある。これらの整備に当たっては、改正法の国会審議における議論を踏まえた上で、民間事業者や有識者等から広く意見を聴取しつつ、今後の審議を進める。

【政令への委任事項】（「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成 15 年政令第 507 号）の改正）

政令事項	概要	（参考）国会等での主な議論
個人識別符号の定義（法第 2 条第 2 項）	個人識別符号を含む情報は個人情報となる ところ、次のいずれかに該当する符号のうち、個人識別符号に該当するものを定める。 ① 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 ② 役務の利用や商品の購入、カード・書類の発行に関して対象者ごとに異なるように割り当てられた符号	・①には「指紋認証データとか顔写真データを想定」（3/25 衆・内閣委） ・②には「免許証番号や旅券などを想定」（同上） ・「携帯電話番号、クレジットカード番号・・・一概に個人識別符号に該当するとは言えない」（5/8 衆・内閣委） ・「ゲノムデータ」は「個人識別符号」に位置づけられるもの」（ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進 T F）
要配慮個人情報の定義（法第 2 条第 3 項）	改正法で規定されている「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」のほか、要配慮個人情報として取り扱う必要があるものを定める。	・「カルテ情報なんかは当然当たる」（5/26 参・内閣委） ・「ゲノム情報」が配慮を要すべき情報として位置づけられるべき」（ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進 T F）
個人情報データベース等の適用除外（法第 2 条第 4 項）	利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、個人情報データベース等から除外するものを定める。	・「既に公になっている市販の電話帳をそのまま使う場合等、たとえ漏洩があってもその行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないもの」（5/20 衆・内閣委）
要配慮個人情報の取得時の本人同意原則の例外（法第 17 条第 2 項第 6 号）	要配慮個人情報の取得時には本人同意が必要であるが、改正法第 17 条第 2 項各号にその例外が規定されているところ、同項第 1 号～第 5 号の場合に準ずるものを定める。	主な議論はなし
事業所管大臣への権限の委任等（法第 44 条第 1～7 項、第 77 条）	・事業所管大臣への報告徴収及び立入検査の権限の委任に関する詳細（委任の範囲や手続等） ・地方公共団体への事務の委譲の詳細を定める。	主な議論はなし
その他	・認定個人情報保護団体の届出事項（法第 47 条第 2 項） ・匿名加工情報データベース等の定義（法第 2 条第 10 項） ・経過措置	主な議論はなし

【委員会規則への委任事項】（委員会規則を新規制定）

規則事項	概要	（参考）国会等での主な議論
要配慮個人情報の取得時の本人同意原則の例外（法第 17 条第 2 項第 5 号）	要配慮個人情報の取得時には本人同意が必要であるが、一定の者が公開している情報の取得についてはその例外とされているところ、これに該当する者として、改正法で規定されている「本人」、「国の機関」、「地方公共団体」、「第七十六条第一項各号に掲げる者」（報道機関等）に準ずる者を定める。	主な議論はなし
オプトアウトによる個人データの第三者提供時の届出事項等（法第 23 条第 2 ～ 4 項）	オプトアウト手続を用いて個人データの第三者提供を行う際の委員会への届出の方法及び事項並びに委員会による公表の方法等を定める。	主な議論はなし
外国にある第三者への提供の制限の適用除外（法第 24 条）	外国にある第三者への個人データの提供の制限の適用除外対象として認められる、 ・我が国と同等の個人情報保護水準を有すると認められる外国 ・個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講じるために必要な体制の基準を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「現在の企業等において適切に行われている個人情報の取り扱いを追認し、明確にするもの」（5/8 衆・内閣委） ・「APEC の CBPR 制度に基づく認証を受けていることが確認された場合も、当然のことながらこういう基準に該当する」（5/20 衆・内閣委）
第三者提供に係る記録・確認等（法第 25 条第 1、2 項、法第 26 条第 1、3、4 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供に係る記録の方法・事項及び保存期間 ・第三者提供を受ける際の確認の方法や記録の方法・事項、保存期間 を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「個々の場合に、・・・こういうものは法の趣旨から見て必要ないというふうな規則のつくり方も考えられます」（5/20 衆・内閣委） ・「事実のみ書くというふうな最も簡易な方法もあり得る」（同上）
匿名加工情報の加工基準等（法第 36 条第 1 ～ 4 項、第 37 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報の加工基準 ・加工の方法等に関する情報の安全管理の基準 ・匿名加工情報の作成時・第三者提供時の公表項目及び提供方法、公表方法等 を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者全てに共通をする内容、項目などについて、最低限の規律を定める」（5/8 衆・内閣委） ・「詳細なルール・・・事業者の自主的なルール等に委ねる」（同上）
個人情報保護指針の届出・公表（法第 53 条第 2、3 項）	認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針の届出方法や事項等を定めるとともに、委員会における公表のあり方について定める。	主な議論はなし
オプトアウトの通知等に関する経過措置（附則第 2 条）	改正法全面施行前に改正法第 23 条第 2 項に規定されるオプトアウト手続を改正法に則って行う場合の委員会への届出事項等を定める。	主な議論はなし